

農地改良工事に関する取扱い要領

(令和4年5月31日 農業委員会事務局長決裁)

(目的)

第1条 この要領は、仙台市内で農地改良を行う場合において、農地改良工事を行う土地の所有者又は耕作者（以下「届出者」という。）が事前に仙台市農業委員会（以下「委員会」という。）へ届出することにより、農地の改良が無秩序に行われる 것을防止し、もって優良農地の確保、農業生産及び農業経営の安定への寄与並びに周辺土地への被害防止を目的とする。

(定義)

第2条 届出をする農地改良とは、農地を農地として利用するため土質を改良し、農業生産性を向上させることを目的として行われる行為であり、単なる残土の処分等を目的として行うものでないことに留意すること。ただし、日常的な耕作行為にあたる農業用機械による掘削、盛土、堆肥の投入等は、届出の対象としない。

(留意事項)

第3条 農地改良工事を行うにあたっては、次の各号に掲げる事項を満たすこと。ただし、第2号、第5号及び第6号において、これにより難い特別の事情があると委員会が認めた場合はこの限りでない。

- (1) 届出者が所有・利用する農地には違反転用がないこと。
- (2) 農地改良の面積は概ね 3,000 m²以内とすること。
- (3) 搬入土にはコンクリート片等の建設廃材、一般廃棄物及び産業廃棄物が混入していないこと。
- (4) 表土には農作物の生育に適した土を使用すること。
- (5) 盛土の仕上がり面の高さ、法面の勾配及び隣接する土地（道路（農業用通路を含む。）及び用排水路を含む。以下「隣接地」という。）との境界からのセットバック等については、別表のとおりとすること。
- (6) 工事期間は6か月以内であること。なお、6か月を超える場合は、農地法による一時転用の許可等を得ること。
- (7) 農地改良工事により、道路（農業用通路を含む。）又は用排水路の分断、機能の低下等により、周辺農地の農業生産条件に影響を与えないよう必要な措置を講じること。

(届出の手続き)

第4条 届出者は、届出の締切日の21日前までに次の各号に掲げる書類を委員会に提出の上、事前協議を実施すること。委員会は事前協議において、その事業計画が前条に掲げる留意事項を満たしており適正であるかを審査する。

- (1) 農地改良工事届出書（様式第1号）（以下「届出書」という。）
- (2) 土地の位置図（届出地を朱書き）
- (3) 登記事項証明書（土地・3か月以内のもの）
- (4) 法務局備付地図（公図・届出地を朱書き・3か月以内のもの）
- (5) 土地所有者の同意書（耕作者が農地改良工事を行う場合）
- (6) 届出地の改良造成断面図及び平面図

- (7) 搬入土等の搬入経路図
 - (8) 隣接所有者等に対する事前説明報告書（様式第2号）（以下「事前説明報告書」という。）
 - (9) 土地改良区の同意書（届出地が土地改良事業の受益地の場合）
 - (10) 誓約書（様式第3号）
 - (11) 工事工程表
 - (12) 届出地の現況写真（複数方向から全景を撮ったもの）
 - (13) 委任状（代理届出の場合）
 - (14) その他、委員会が必要と認める書類
- 2 届出者は、隣接地の所有者及び隣接地の賃借人等（以下「隣接所有者等」という。）に農地改良工事について説明を行うよう努めるとともに、説明内容及び経過等について事前説明報告書により委員会に報告する。
- 3 事前協議実施後、締切日の7日前までに届出者及び農業委員又は農地利用最適化推進委員立合いのもと、現地調査を実施する。現地調査後、農業委員又は農地利用最適化推進委員は指示事項の有無について、委員会に現地調査報告書（様式第4号）により報告する。
- 4 届出者は、事前協議及び現地調査での指示事項を修正した上で、締切日までに第1項に掲げる書類を委員会に提出する。
- 5 委員会は、届出書の受理にあたっては、条件を付すことができる。
- 6 委員会は、届出書を受理したときは、委員会総会での報告等を経て、農地改良工事届出済票（様式第5号）を届出者に交付するとともに、当該届出地に掲示するよう指導するものとする。
(聞取調査)
- 第5条 委員会が必要と認めた場合は、調査委員会において聞取調査を行うことができる。
- (工事実施時の指導)
- 第6条 届出者が農地改良工事に着手したときは、農業委員、農地利用最適化推進委員及び委員会は必要に応じ施工状況に関する調査を実施する。調査により届出と異なる内容の工事が行われていることを確認した場合は、委員会は届出者に指導し、是正を求めることができる。
- (工事完了の届出)
- 第7条 届出者は、農地改良工事が完了したときは、速やかに農地改良工事完了届（様式第6号）に次に掲げる書類を添付し、委員会に届出するものとする。
- (1) 完了写真（複数方向から全景を撮ったもの）
 - (2) 完了写真を撮った方向を示す図面
- (現地指導)
- 第8条 農業委員、農地利用最適化推進委員及び委員会は、農地改良工事完了届が提出されたときは、現地を確認し、利用開始されるまで隨時指導を行うことができる。
- 2 農業委員、農地利用最適化推進委員及び委員会は作付け実施時期に合わせ、現地を調査し、届出書の計画通りの作付けが行われているかを確認し、計画通りに作付けが行われていない場合は、届出者を指導することができる。
- (その他)
- 第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則
(施行期日)

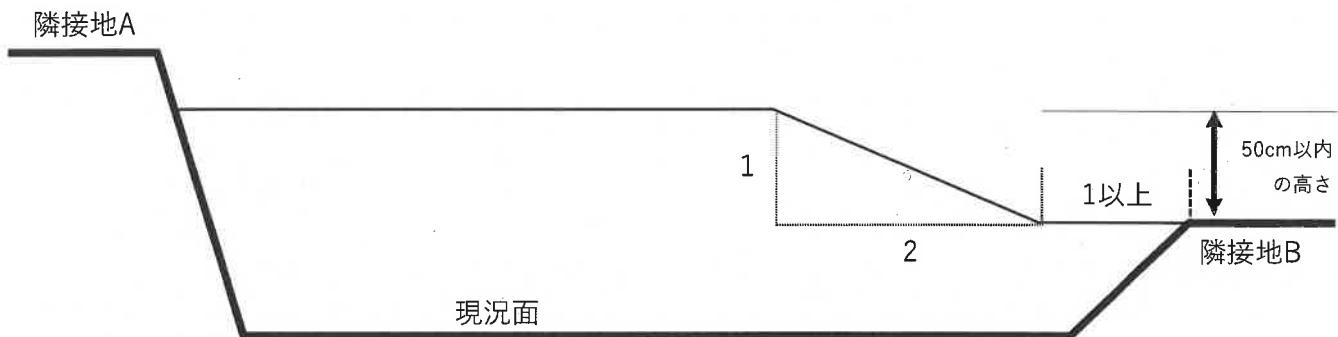
- 1 この要領は、令和4年9月11日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領の施行前に行われる農地改良工事届出については、なお従前の例による。

別 表

隣接地に高低差がある場合の改良造成断面図

1 原則として低い隣接地を基準とする

- (1) 盛土の仕上がり面の高さは、低い隣接地の高さから50cm以内とする。
- (2) 盛土の勾配は、かさ上げの高さ1に対する水平距離2の割合の勾配以下とすること。
- (3) 盛土は、仕上がり面の高さに相当する幅で隣接地Bの境界からセットバックすること。



2 農機具の搬入を隣接地Aから行うため、隣接地Aと同等の高さにすることが耕作する上で効率的であるなど、例外的に高い隣接地を基準とすることを認める場合

- (1) 隣接地A側の仕上がり面は、既存の隣接地の高さを超えないこと。
- (2) 盛土の勾配は、かさ上げの高さ1に対する水平距離2の割合の勾配以下とすること。
- (3) 盛土は、仕上がり面の高さに相当する幅で隣接地Bの境界からセットバックすること。

